

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、公営住宅に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	庄原市は、公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ①公営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦障害者手帳・療育手帳等の有無の確認 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 番号法の別表に基づいて、庄原市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. ADWORLD 2. THINKTAX

2. 特定個人情報ファイル名

市営住宅管理業務

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の27の項、及び52の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表の27の項、及び52の項、番号法第19条第9号 （情報提供の根拠） :なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	環境建設部都市整備課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市環境建設部都市整備課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1172
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市環境建設部都市整備課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1172
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成30年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成30年4月1日	評価実施機関における担当 部署	②課長 藤原洋二	②課長 久保隆治	事後	
平成31年1月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年1月9日時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成31年1月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年1月9日時点	事後	再評価に伴う記載の修正のため
平成31年1月9日	評価実施機関における担当 部署	②課長 久保隆治	②課長	事後	
平成31年1月9日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)市営住宅管理業務 (2)市営住宅使用料収納及び徴収業務	市営住宅管理業務	事後	
平成31年1月9日	Ⅳリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和3年9月1日	I－4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I－1 ②事務の概要	庄原市は、公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ①公営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦障害者手帳・療育手帳等の有無の確認 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 番号法の別表第二に基づいて、庄原市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	庄原市は、公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ①公営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦障害者手帳・療育手帳等の有無の確認 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 番号法の別表に基づいて、庄原市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I－1 ③システムの名称	1. E-AD2 2. THINKTAX	1. ADWORLD 2. THINKTAX	事後	システム名称の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I－3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の19の項、及び35の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の27の項、及び52の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I－3 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表の27の項、及び52の項、番号法第19条第9号 (情報提供の根拠) :なし	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	庄原市環境建設部都市整備課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1172	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
令和7年3月27日	I－9 規則第9条第2項の適用	—		事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	II－1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月9日	令和7年2月13日	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ－1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月9日	令和7年2月13日	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	Ⅳ－5 特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	取扱の変更
令和7年3月27日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	－	[十分である] 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を徹底している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 【再掲】 判断の根拠	－	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] アクセス権限の発行・失効の管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目の追加